

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、年齢が18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者又は20歳未満で規則で定める学校に在学している者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。

- (1) 父又は母が死亡した児童
- (2) 父母が婚姻を解消した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、父母及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する養育里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものであつて、規則で定める社会保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は被扶養者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が扶養する前条第3項各号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者
- (2) 児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者
- (3) 大和市心身障害者医療費助成条例（昭和47年大和市条例第41号）による助成を受けることができる者

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあつた翌々年の1月1日から1年間は対象者としない。

- (1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするもの前々年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は規則で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被害者の所得に関しては、前項の規定を適用しない。
- 3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（医療費の助成）

第5条 市長は、対象者の疾病又は負傷について社会保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）によって算定された額又は当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合におけるその算定方法によって算定された額を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定により対象者及び対象者に係る社会保険各法による世帯主又は被保険者その他これに準じる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。

（医療証の交付）

第6条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の方法）

- 第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、直接ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（届出義務）

- 第8条 ひとり親等は、第3条に規定する対象者としての要件を欠いたとき又は第6条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、市長に届け出なければならない。

（助成費の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の助成を受けた者があるときは、助成をした額の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第10条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条、第7条、第9条及び第10条の規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第22号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後

に給付が行われた医療に係る医療費について適用する。

**附 則（平成 17 年条例第 12 号）**

この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は公布の日から、第 2 条及び第 4 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成 18 年条例第 19 号）**

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第 5 条の規定及び第 2 条の規定による改正後の大和市小児医療費助成条例第 2 条第 7 項の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則（平成 19 年条例第 14 号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成 20 年条例第 6 号抄）**

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成 20 年条例第 17 号）**

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成 23 年条例第 8 号抄）**

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成 26 年 9 月 30 日条例第 20 号）**

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。



## 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

### (趣旨)

**第1条** この規則は、大和市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年大和市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (障害の状態等)

**第2条** 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

2 条例第2条第1項に規定する規則で定める学校は、別表第2のとおりとする。

3 条例第2条第2項ただし書に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次項に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次項に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

4 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第3のとおりとする。

5 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

### (社会保険各法)

**第3条** 条例第3条第1項に規定する規則で定める社会保険各法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

### (所得の制限)

**第4条** 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)第9条に規定する受給資格者に適用される一部支給制限に係る額(ただし、7月以前の月分の児童扶養手当支給の制限について適用される額とする。)と、当該児童の養育者にあつては法第9条の2に規定する受給資格者に適用される額(ただし、7月以前の月分の児童扶養手当支給の制限について適用される額とする。)と同額とする。

(1) 条例第2条第2項第1号又は第4号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

(2) 第2条第5項第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

(3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 第2条第5項第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

(5) 第2条第5項第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、法第10条及び第11条に規定する配偶者及び扶養義務者に適用される額(ただし、7月以前の月分の児童扶養手当支給の制限について適用される額とする。)と同額とする。

### (所得の範囲)

**第5条** 条例第4条第1項に規定する所得の範囲については、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。次条において「令」という。)第3条第1項の規定を準用する。この場合において、「前年」とあるのは「前々年」と読み替えるものとする。

(所得の額の計算方法)

**第6条** 条例第4条第1項に規定する所得の額の計算方法については、令第4条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「法第9条から第11条までに規定する所得の額」とあるのは「条例第4条第1項に規定する所得の額」と読み替えるものとする。

(財産)

**第7条** 条例第4条第2項に規定する規則で定める財産は、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)とする。

(助成から控除される額)

**第8条** 条例第5条に規定する規則で定める額は、次に掲げる額とする。

- (1) 社会保険各法の規定により定めた規約、定款、運営規則等で当該法令に規定する保険給付に併せて、これに準ずる給付を行う旨を定めた場合には、その規定により医療に関する給付を受けることができる額
- (2) 他の法令等の規定により医療に関する給付を受けることができる場合の当該給付の限度額
- (3) 健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額
- (4) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の規定による改正前の老人保健法第31条の2第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第31条の2の2第2項に規定する生活療養標準負担額

(医療証の交付申請)

**第9条** 条例第6条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請書(現況届)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 健康保険証
  - (2) ひとり親家庭等認定調書
  - (3) 戸籍謄抄本
  - (4) 世帯全員の住民票の写し
  - (5) 前々年の所得証明書
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、法による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が児童扶養手当証書を掲示するときは、前項第2号から第5号までの書類を省略させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者に決定したときは、福祉医療証(以下「医療証」という。)を交付し、又は対象者としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請不承認決定通知書により通知する。

(医療証の有効期限)

**第10条** 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、翌年の1月1日付けで更新するものとする。

(医療証の返還)

**第11条** 対象者は、その資格を喪失したときは、医療証を速やかに市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

**第12条** 対象者は、医療証を紛失し、又は著しく損傷したときは、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証再交付申請書により市長に医療証の再交付を申請しなければならない。

- 2 医療証を著しく損傷したときの前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。
- 3 対象者は、医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、発見した医療証を速やかに市長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

**第13条** 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 社会保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、ひとり親家庭等医療費助成事業医療助成費支給申請書により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として対象者に係る医療費を支給する場合における申請については、この限りでない。

4 市長は、第2項の申請書を受理したときは、内容を審査してその適否を決定し、ひとり親家庭等医療費助成事業医療助成費支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(届出)

**第14条** 条例第8条第1項の届出は、ひとり親家庭等医療費助成事業申請事項変更(消滅)届に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の届出は、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請書(現況届)にひとり親家庭等認定調書並びにひとり親等及び扶養義務者等の健康保険証及び前年の所得を証する書類を添えて、毎年11月15日から12月15日までに行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が継続して手当を受けることができるときは、届出を省略することができる。

3 第1項に規定するひとり親家庭等医療費助成事業申請事項変更(消滅)届の提出がない場合においても、市長が公簿等によって医療証の交付を受けた対象者の住所、氏名等の変更又は受給資格が消滅したと確認したときは、第1項の規定による届出があったものとみなす。

(受給資格消滅の通知)

**第15条** 市長は、対象者が条例第3条に規定する要件に該当しなくなったと認めたときは、ひとり親家庭等医療費助成事業受給資格消滅通知書により当該対象者であった者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(添付書類の省略)

**第16条** 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付しなければならない書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(様式)

**第17条** この規則で使用する様式は、別表第4のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

**第18条** この規則で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則(平成10年規則第3号)**

この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条までの改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則(平成10年規則第35号)**

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

**附 則(平成11年規則第7号抄)**

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則(平成11年規則第33号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成 14 年規則第 40 号)**

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 14 年規則第 55 号)**

この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 17 年規則第 34 号)**

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 18 年規則第 77 号)**

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 18 年規則第 101 号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成 19 年規則第 8 号)**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 20 年規則第 34 号)**

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 20 年規則第 102 号)**

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 22 年規則第 39 号)**

この規則は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 24 年 12 月 27 日規則第 68 号)**

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 20 号)**

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表第 1 (第 2 条関係)

- 1 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの



- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

**別表第2(第2条関係)**

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校及び中等教育学校の後期課程(同法第58条第1項に規定する専攻科及び別科を除く。)
- 2 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第4学年以上の者を除く。)
- 3 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- 4 学校教育法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程
- 5 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校のうち外国人学校高等部

**別表第3(第2条関係)**

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
  - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
  - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
  - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
  - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
  - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
  - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
  - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

**別表第4(第17条関係)**

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請書(現況届)	第9条及び第14条
第2号様式	福祉医療証	第9条から第12条まで及び第14条
第3号様式	ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請不承認決定通知書	第9条
第4号様式	ひとり親家庭等医療費助成事業医療証再交付申請書	第12条
第5号様式	ひとり親家庭等医療費助成事業医療助成費支給申請書	第13条
第6号様式	ひとり親家庭等医療費助成事業医療助成費支給決定通知書	第13条
第7号様式	ひとり親家庭等医療費助成事業申請事項変更(消滅)届	第14条
第8号様式	ひとり親家庭等認定調書	第14条

第9号様式

ひとり親家庭等医療費助成事業受給資格消滅通知書

第15条

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令

発令 ； 昭和51年8月2日号外厚生省令第36号

最終改正：平成26年11月13日号外厚生労働省令第122号

改正内容：平成26年11月13日号外厚生労働省令第122号[平成27年1月1日]

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令

〔昭和五十一年八月二日号外厚生省令第三十六号〕

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ九〔平成一四年八月法律一〇二号により削除〕第六項（同法第五十九条ノ二〔平成一四年八月法律一〇二号により削除〕第七項において準用する場合を含む。）、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第七十四条〔昭和五九年九月政令二六八号により削除〕第三項、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）〔昭和五九年八月法律七七号により廃止〕第十三条の二（同法第十七条第五項及び第十七条の六において準用する場合を含む。）において準用する健康保険法第四十三条ノ九第六項、日雇労働者健康保険法施行令（昭和二十八年政令第三百三十一号）〔昭和五九年九月政令二六八号により廃止〕第五条第三項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ五（同法第三十一条ノ二第七項〔現行＝六項＝平成六年六月法律五六号・九年六月九四号・一四年八月一〇二号により改正〕において準用する場合を含む。）において準用する健康保険法第四十三条ノ九第六項、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三条の二〔昭和五六年二月政令一四号により全部改正〕第三項、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第八十四条、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）〔平成一八年一二月法律一〇六号により廃止〕第四十三条、麻薬取締法〔現行＝麻薬及び向精神薬取締法＝平成二年六月法律三三号により題名改正〕（昭和二十八年法律第十四号）第六十三条、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）〔平成六年一二月法律一一七号により廃止〕第二十二條、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第四十一条〔現行＝三七条＝昭和五七年八月法律八〇号により改正〕、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二十九条及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第九条の六〔現行＝三五条＝昭和六一年九月政令二九一号・六二年一月四号・平成二年一二月三四七号・九年九月二九一号・一四年六月一九七号・七月二五六号により改正〕の規定に基づき、並びに身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神衛生法〔現行＝精神保健及び精神障害者福祉に関する法律＝昭和六二年九月法律九八号・平成七年五月九四号により題名改正〕（昭和二十五年法律第二百二十三号）及び母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）を実施するため、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令を次のように定める。

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使

用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）により行うものとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

五 削除

六 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十条の医療の給付又は同法第十八条の一般疾病医療費の支給

八 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十条の療養の給付又は同法第二十条の更生医療の給付

九 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条の養育医療の給付

九の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

九の三 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第四条第一項の医療費の支給

九の四 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給

九の五 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一

項の特定医療費の支給

十 前各号に掲げるもののほか医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるもの

- 2 電子情報処理組織の使用による請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を前項のファイルに記録しなければならない。
- 3 光ディスク等を用いた請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を光ディスク等に記録して、審査支払機関に提出しなければならない。  
(療養の給付費等の請求日)

第二条 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

- 2 電子情報処理組織の使用による請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。  
(療養の給付費等の請求の開始等の届出)

第三条 保険医療機関又は保険薬局は、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

- 一 保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地
- 二 審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに第一条の記録を行うために使用するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)又は光ディスク等に同条の記録を行うために使用するプログラムの名称、当該プログラムの作成者の氏名又は名称及び電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月
- 三 その他厚生労働大臣が定める事項

- 2 保険医療機関又は保険薬局は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに第一条の記録を行うために使用するプログラム又は光ディスク等に同条の記録を行うために使用するプログラムを変更しようとするとき(療養の給付費等の額の算定方法が改められたことに伴う変更を行おうとするときを除く。)は、あらかじめ、次に掲げる事項を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

- 一 保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地
- 二 変更後のプログラムの名称及び当該プログラムの作成者の氏名又は名称
- 三 変更後のプログラムを使用して電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月
- 四 その他厚生労働大臣が定める事項  
(電子情報処理組織の使用による請求の代行)

第四条 前三条の規定は、医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものが電子情報処理組織の使用による請求の事務を代行する場合について準用する。この場合において、第一条第一項中「費用を請求」とあるのは「医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)」で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有

し、かつ、十分な社会的信用を有するものであつて療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求の代行を行うもの（以下「事務代行者」という。）を介して費用を請求」と、「電子情報処理組織の使用」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用」と、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「事務代行者」と、「厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機」とあるのは「事務代行者を介して厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機」と、同条第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、「係る請求を」とあるのは「係る請求を事務代行者を介して」と、「前項の」とあるのは「事務代行者を介して前項の」と、第二条第一項及び第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、第三条第一項各号列記以外の部分中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、「始めようとするときは」とあるのは「始めようとするとき、又は事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとするときは」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第二号中「審査支払機関」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする場合にあつては、審査支払機関」と、「電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月、事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとする場合にあつてはその年月」と、同条第二項各号列記以外の部分中「を変更」とあるのは「を事務代行者が変更」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第三号中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と読み替えるものとする。

（療養の給付費等の請求の特例）

第五条 レセプトコンピュータ（療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成することができるものをいう。以下同じ。）を使用していない保険医療機関又は保険薬局（次条第一項の届出を行つたものであつて同条第三項の届出を行つていないものを除く。）は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求（療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。）を行うことができる。

2 前項の規定により書面による請求を行つている保険医療機関又は保険薬局は、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を整備するよう努めるものとする。

第六条 保険医療機関である診療所又は保険薬局（レセプトコンピュータを使用している診療所又は保険薬局であつて、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請

求を行える体制を有するものを除く。)のうち、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が、それぞれ同表の下欄に掲げる日において、いずれも六十五歳以上であるものであつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

レセプトコンピュータを使用している薬局	平成二十一年四月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。）	平成二十二年七月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。）	平成二十三年四月一日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

2 前項の規定により届出を行おうとする保険医療機関又は保険薬局のうち次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに、届け出るものとする。

レセプトコンピュータを使用している薬局	平成二十一年十二月十日
レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。）	平成二十二年三月三十一日
レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。）	平成二十二年十二月三十一日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

3 第一項の届出を行つた保険医療機関又は保険薬局であつて、同項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において、それぞれ同表の下欄に掲げる日における年齢が六十五歳未満である常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなつたものは、当該保険医又は保険薬剤師に係る登録情報を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

4 前項に規定する届出を行つた保険医療機関又は保険薬局（レセプトコンピュータを使用していないものを除く。）は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

（書面による請求）

第七条 保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求を始めようとするときは、あらかじめ、その旨を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

2 書面による請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることがで

きる資料を添付しなければならない。

- 3 書面による請求を行う場合には、レセプトの提出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。
- 4 書面による請求を行う場合には、診療報酬請求書及び調剤報酬請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十一年十一月一日から施行する。ただし、附則第四条から附則第十二条までの規定、附則第十四条中児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一号様式及び第四号の二様式の改正規定、附則第十五条中身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第八号の改正規定、附則第二十条中原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）様式第二号の改正規定、附則第二十二條中老人医療費支給規則（昭和四十七年厚生省令第五十三号）様式第二号の改正規定、附則第二十三条中戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）様式第三号及び様式第十四号の改正規定、附則第二十四条中母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）様式第一号の改正規定並びに附則第二十五条の規定は、同年十月一日から施行する。

第二条 削除〔平成一六年三月厚労令六五号〕

(経過措置)

第三条 昭和五十一年十月一日前に行われた療養の給付又は公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

(療養の給付費等の請求に係る経過措置)

第四条 第五条第一項及び第六条第一項の規定の適用を受ける保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求のほか、保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求であつて、次の表の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げる日までの間は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

一 病床数が四百床未満の病院のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであつて、レセプト文字データ変換ソフト（レセプトに記載すべきこととされている情報をレセプトコンピュータから抽出して厚生労働大臣が定める方式に変換し、光ディスク等への記録を可能にするソフトウェアをいう。以下同じ。）を使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができるものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）	平成二十一年三月三十一日
二 薬局のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求	



三 病院のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つておらず、かつ、レセプト文字データ変換ソフトを使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができないものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）	平成二十二年六月三十日
四 診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）	
五 病院又は診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものに限る。）	平成二十三年三月三十一日

2 前項の規定にかかわらず、同項の表の二の項から五の項までの上欄に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有しない病院若しくは診療所又は薬局に限り、かつ、薬局にあつては、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における療養の給付費等の請求の件数が千二百件以下である旨を平成二十一年十二月十日までに審査支払機関に届け出た薬局に限る。以下この項において同じ。）が行う療養の給付費等の請求であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる日の三月前日（薬局にあつては平成二十一年十二月十日）までに、次の表の上欄に掲げるものに該当する旨を審査支払機関に届け出たものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、書面による請求を行うことができる。

一 自ら購入したレセプトコンピュータ（平成二十一年十一月二十五日以前に購入したものであつて、購入した日から五年を経過した日（当該レセプトコンピュータに係る保守管理に係る契約（平成二十一年十一月二十六日以降に延長されたものを含む。）を締結している場合にあつては当該契約終了の日。以下この表において同じ。）が、薬局にあつては平成二十一年四月一日、病院又は診療所にあつては平成二十二年七月一日（歯科に係るものは平成二十三年四月一日）以降であるものに限る。）を使用している病院若しくは診療所又は薬局が行う療養の給付費等の請求	当該レセプトコンピュータを購入した日から五年を経過した日が属する月の末日又は平成二十七年三月三十一日（薬局の場合は平成二十三年三月三十一日）のいずれか早い日
二 レセプトコンピュータをリース契約（平成二十一年十一月二十五日以前に締結されたもの（平成二十一年十一月二十六日以降に延長されたもの	当該リース契約の終了の日が属する月の末日又は平成二十七

を含む。)に限る。)により使用し、当該リース契約の終了の日が、薬局にあつては平成二十一年四月一日、病院又は診療所にあつては平成二十二年七月一日（歯科に係るものは平成二十三年四月一日）以降となる病院若しくは診療所又は薬局が行う療養の給付費等の請求	年三月三十一日（薬局の場合は平成二十三年三月三十一日）のいずれか早い日
--	-------------------------------------

- 3 療養の給付費等の請求の件数に係る前項の薬局による届出を受ける審査支払機関は、当該療養の給付費等の請求の件数を確認するために必要な限度で、関係する審査支払機関に情報の提供を求めることができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、同項の表の一の項及び二の項に掲げる保険医療機関又は保険薬局（同項に掲げる保険薬局にあつては、第二項の適用を受けるものを除く。）のうち、平成二十一年五月十日において電子情報処理組織の使用による請求を行うことができないものは、平成二十二年三月三十一日までの間で当該請求が行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間は、書面による請求を行うことができる。
- 5 第五条及び第六条並びに本条第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、第一条の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる療養の給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。
- 一 電気通信回線設備の機能に障害が生じた保険医療機関又は保険薬局 当該障害が生じている間に行う療養の給付費等の請求
  - 二 レセプトコンピュータの販売又はリースの事業を行う者との間で光ディスク等を用いた請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している保険医療機関又は保険薬局であつて、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、療養の給付費等の請求の日までに光ディスク等を用いた請求ができないもの 当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う療養の給付費等の請求
  - 三 改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つている保険医療機関又は保険薬局 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つている間に行う療養の給付費等の請求
  - 四 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局 廃止又は休止するまでの間に行う療養の給付費等の請求
  - 五 その他電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局 当該請求
- 6 保険医療機関又は保険薬局は、前項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。
- 7 保険医療機関又は保険薬局は、第五項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る療養の給付費等の請求の日当該届出を行うことができる。この場合にあつては、前項の資料は当該療養の給付費等の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

注 四項の「厚生労働大臣が定める日」＝平成二十一年十一月厚労告四八〇号により、

平成二十一年十一月三〇日

(第五条第一項に係る届出)

第五条 第五条第一項の規定の適用を受けようとする保険医療機関又は保険薬局であつて、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第百五十一号)の施行の際現に書面による請求を行つているもののうち次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに、同項の規定に該当する旨を審査支払機関に届け出るものとする。

レセプトコンピュータを使用していない病院又は診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。)	平成二十二年三月三十一日
レセプトコンピュータを使用していない病院又は診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。)	平成二十二年十二月三十一日
レセプトコンピュータを使用していない薬局	

(健康保険法施行規則の一部改正)

第七条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(日雇労働者健康保険法施行規則の一部改正)

第八条 日雇労働者健康保険法施行規則(昭和二十八年厚生省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(船員保険法施行規則の一部改正)

第九条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(健康保険被保険者証等の経過措置)

第十条 昭和五十一年十月一日において現に交付されている健康保険被保険者証、健康保険継続療養証明書、日雇労働者健康保険受給資格者票、日雇労働者健康保険特別療養費受給票、船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証(以下この条において単に「被保険者証」という。)であつて、保険者番号が記載されているものは、この省令による改正後の様式による被保険者証とみなす。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第十一条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(国民健康保険被保険者証等の経過措置)

第十二条 昭和五十一年十月一日において現に交付されている国民健康保険被保険者証及び国民健康保険継続療養証明書は、当分の間、この省令による改正後の様式による国民健康保険被保険者証及び国民健康保険継続療養証明書とみなす。

(保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正)

第十三条 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十二年厚生省令第十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正)

第十四条 療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十二年厚生省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正)

第十五条 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正)

第十六条 療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和三十九年厚生省令第十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第十七条 児童福祉法施行規則の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第十八条 身体障害者福祉法施行規則の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(精神衛生法施行規則の一部改正)

第十九条 精神衛生法施行規則(昭和三十五年厚生省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(生活保護法施行規則の一部改正)

第二十条 生活保護法施行規則(昭和三十五年厚生省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(結核予防法施行規則の一部改正)

第二十一条 結核予防法施行規則(昭和三十六年厚生省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(麻薬取締法施行規則の一部改正)

第二十二条 麻薬取締法施行規則(昭和三十八年厚生省令第十四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十三条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(老人福祉法施行規則の一部改正)

第二十四条 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(老人医療費支給規則の一部改正)

第二十五条 老人医療費支給規則の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(戦傷病者特別援護法施行規則の一部改正)

第二十六条 戦傷病者特別援護法施行規則の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(母子保健法施行規則の一部改正)

第二十七条 母子保健法施行規則の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(医療券の経過措置)

第二十八条 昭和三十五年十月一日において現に交付されている育成医療券、療育券、更生医療券、被爆者健康手帳、老人医療費受給者証、療養券及び養育医療券(以下「医療券」という。)であつて、公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号が記載されているものは、この省令による改正後の様式による医療券とみなす。

附 則〔昭和三十五年八月七日厚生省令第三七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三十六年一月一六日厚生省令第五一号〕

1 この省令は、昭和三十三年二月一日から施行する。

2 昭和三十三年一月一日前に行われた療養の給付に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔昭和三十五年二月一三日厚生省令第四号〕

1 この省令は、昭和三十五年三月一日から施行する。

2 昭和三十五年二月一日前に行われた療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔昭和三十六年二月二一日厚生省令第六号〕

1 この省令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 昭和三十六年三月一日前に行われた療養の給付に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔昭和三十六年六月一九日厚生省令第四六号〕

1 この省令は、昭和三十六年七月一日から施行する。

2 昭和三十六年六月一日前に行われた療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔昭和三十八年一月三一日厚生省令第三号抄〕

(施行期日)

- 1 この省令は、昭和五十八年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和五十八年二月一日前に行われた療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔昭和五十九年二月二九日厚生省令第九号〕

- 1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十九年三月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔昭和五十九年九月二二日厚生省令第五〇号〕

- 1 この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。
- 2 昭和五十九年十月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔昭和六〇年二月二一日厚生省令第四号抄〕

(施行期日)

- 1 この省令は、昭和六十年三月一日から施行する。

附 則〔昭和六〇年二月二六日厚生省令第五号〕

- 1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。
- 2 昭和六十年三月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔昭和六十一年三月二七日厚生省令第一三号〕

- 1 この省令は、昭和六十一年五月一日から施行する。
- 2 昭和六十一年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔昭和六十二年一月二一日厚生省令第五号〕

- 1 この省令は、昭和六十二年二月一日から施行する。
- 2 昭和六十二年一月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔昭和六三年三月二六日厚生省令第一八号〕

- 1 この省令は、昭和六十三年五月一日から施行する。ただし、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第三項及び療養取扱機関の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第三項の改正規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 昭和六十三年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 3 この省令による改正後の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第三項及び療養取扱機関の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第三項の規定は、昭和六十三年六月一日以降の調剤に係る調剤報酬明細書について適用する。

附 則〔昭和六三年四月八日厚生省令第二九号抄〕

- 1 この省令は、精神衛生法等の一部を改正する法律〔昭和六二年九月法律第九八号〕の施行

の日（昭和六十三年七月一日）から施行する。

附 則〔昭和六三年六月七日厚生省令第四二号〕

- 1 この省令は、昭和六十三年七月一日から施行する。
- 2 昭和六十三年六月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔平成元年二月一六日厚生省令第五号〕

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則〔平成元年三月二四日厚生省令第一〇号〕

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。
- 5 第六十三条から第六十五条までの規定による改正後の省令の規定にかかわらず、診療録、歯科診療録及び処方せん並びに療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に係る用紙の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成二年三月二六日厚生省令第一〇号〕

- 1 この省令は、平成二年五月一日から施行する。
- 2 平成二年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔平成二年八月一日厚生省令第四七号抄〕

- 1 この省令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律〔平成二年六月法律第三三号〕（附則第一条ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日（平成二年八月二十五日）から施行する。

〔後略〕

附 則〔平成三年九月二七日厚生省令第五一号〕

#### 沿革

平成 六年一〇月一四日号外厚生省令第六七号〔療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令等の一部を改正する等の省令附則三条による改正〕

平成 六年一二月二七日厚生省令第七九号〔療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令及び療養取扱機関の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令による改正〕

平成一二年一〇月二〇日号外厚生省令第一二七号〔中央省庁等改革のための健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令一四二条による改正〕

平成一三年一〇月 一日厚生労働省令第二〇三号〔療養の給付、老人

医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令及び療養取扱機関の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令及び療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令一条による改正]

- 1 この省令は、平成三年十一月一日から施行する。
- 2 平成三年十月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔平成三年一二月二六日厚生省令第六〇号〕

- 1 この省令は、平成四年二月一日から施行する。
- 2 平成四年一月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔平成四年三月二三日厚生省令第一三号〕

- 1 この省令は、平成四年五月一日から施行する。
- 2 平成四年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔平成五年四月一二日厚生省令第二〇号〕

- 1 この省令は、平成五年五月一日から施行する。
- 2 平成五年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年六月厚生省告示第百七十七号）及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（昭和五十八年一月厚生省告示第十五号）に規定する療養病棟に収容されている患者以外の患者に係る費用の請求に係る用紙の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成六年三月二九日厚生省令第一六号〕

- 1 この省令は、平成六年五月一日から施行する。
- 2 平成六年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間これを使用することができる。

附 則〔平成六年一〇月一四日厚生省令第六七号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成六年十月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療、指定老人訪問看護並びに施設療養に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔平成六年一二月二七日厚生省令第七九号〕

沿革



平成一二年一〇月二〇日号外厚生省令第一二七号〔中央省庁等改革のための健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令一五〇条による改正〕

- 1 この省令は、平成七年一月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令及び療養取扱機関の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成三年厚生省令第五十一号。以下「改正省令」という。）附則第二条第一項の規定に基づき厚生大臣の指定を受けている保険医療機関にあっては、この省令による改正後の改正省令附則第二条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関とみなす。

附 則〔平成七年三月二八日厚生省令第一九号〕

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則〔平成七年五月一五日厚生省令第三三三号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則〔平成七年六月三〇日厚生省令第四七号抄〕

- 1 この省令は、平成七年七月一日から施行する。

附 則〔平成八年四月一二日厚生省令第二三三号〕

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成八年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成八年一二月二四日厚生省令第七〇号〕

（施行期日）

- 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成九年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙を添えて行う療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成九年八月二五日厚生省令第六三三号〕

（施行期日）

- 1 この省令は、平成九年九月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成九年九月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請

求については、なお従前の例による。

- 3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一〇年三月二七日厚生省令第三二号〕

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則〔平成一〇年九月二九日厚生省令第七八号抄〕

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十年十月一日から施行する。

附 則〔平成一〇年一〇月二二日厚生省令第八六号〕

この省令は、平成十年十一月一日から施行する。ただし、第二条中療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第三項の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成一〇年一二月二八日厚生省令第九九号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成一一年一二月二八日厚生省令第一〇四号〕

沿革

平成一二年一〇月二〇日号外厚生省令第一二七号〔中央省庁等改革のための健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令一九二条による改正〕

平成一三年一〇月 一日厚生労働省令第二〇三号〔療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令及び療養取扱機関の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令及び療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令二条による改正〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一二年三月三十一日厚生省令第八三号〕

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十二年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号抄〕

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則〔平成一二年一二月一三日厚生省令第一四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 平成十三年一月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一三年三月二三日厚生労働省令第三〇号〕

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

2 平成十三年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一三年一〇月一日厚生労働省令第二〇三号〕

この省令は、平成十三年十二月一日から施行する。

附 則〔平成一四年三月八日厚生労働省令第二四号〕

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則〔平成一四年四月三〇日厚生労働省令第六七号〕

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成十四年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一四年九月一二日厚生労働省令第一二〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。〔後略〕

(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成十四年十月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一五年二月二五日厚生労働省令第一五号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一五年三月一三日厚生労働省令第二四号〕

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則〔平成一五年三月一七日厚生労働省令第三六号〕

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この省令の施行日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一六年三月三〇日厚生労働省令第六五号〕

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十六年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求並びに指定老人訪問看護及び指定訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例による。

3 厚生労働大臣が指定する保険医療機関の病棟における療養又は医療に要する費用の額の算定方法（平成十六年厚生労働省告示第百五号）第三項又は第四項の規定に基づき、療養又は医療に要する費用の額の算定について、廃止前の厚生労働大臣の指定する保険医療機関の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成十年厚生省告示第二百四十七号）又は厚生労働大臣が指定する保険医療機関の病棟における医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成十年厚生省告示第二百五十号）の例によることができる場合における療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一八年三月一〇日厚生労働省令第三〇号〕

(施行期日)

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十八年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔平成一八年三月二四日厚生労働省令第四六号〕

この省令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附 則〔平成一八年三月二九日厚生労働省令第六四号〕

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一八年三月三一日厚生労働省令第七八号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成一八年四月一〇日厚生労働省令第一一一号〕

(施行期日)

第一条 この省令中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第三条第四項の改正規定は平成十八年四月分の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求から、第三条第一項の改正規定（「診療報酬明細書又は調剤報酬明

細書」を「診療報酬請求書及び診療報酬明細書又は調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書」に改める部分に限る。)は別に定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則〔平成一八年九月八日厚生労働省令第一五七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。〔後略〕

(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 施行日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にある第十七条の規定による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一八年九月二九日厚生労働省令第一六九号〕

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則〔平成一九年三月二三日厚生労働省令第二六号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次号において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成二〇年三月五日厚生労働省令第二七号〕

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年三月三十一日厚生労働省令第八〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則〔平成二一年五月八日厚生労働省令第一一〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二一年十一月二五日厚生労働省令第一五一号〕

この省令は、平成二十一年十一月二十六日から施行する。

附 則〔平成二四年一月一三日厚生労働省令第二号〕

この省令は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法〔平成二三年一二月法律第一二六号〕の施行の日(平成二十四年一月十三日)から施行する。

附 則〔平成二四年三月二八日厚生労働省令第四〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号〕

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則〔平成二六年九月九日厚生労働省令第一〇四号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則〔平成二六年十一月一二日厚生労働省令第一二一号抄〕

第一条 この省令は平成二十七年一月一日から施行する。

附 則〔平成二六年十一月一三日厚生労働省令第一二二号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。